

派遣スタッフの皆様へ

株式会社エフケイ・アイティーサービス

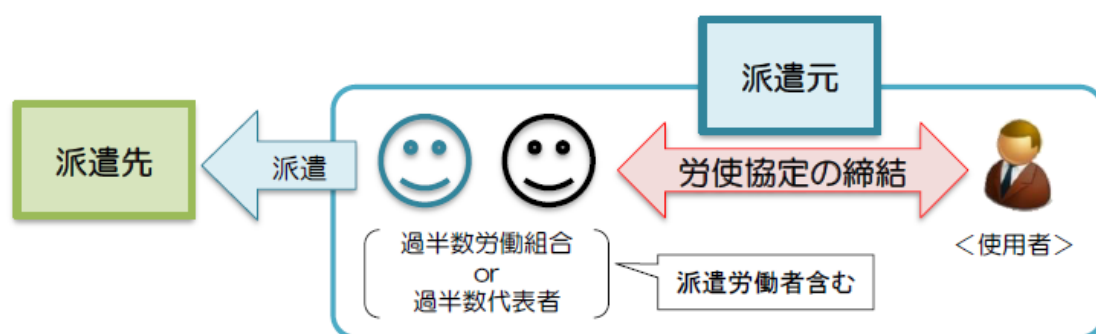
労働者派遣法改正に伴う「同一労働同一賃金」についてのご案内

令和 2 年 4 月 1 日より労働者派遣法が改正になり、不合理な待遇差を解消するため、【派遣先均等・均衡方式】【労使協定方式】のいずれかの方式により、派遣労働者の待遇を確保することが義務化されました。

【派遣先均等・均衡方式】の場合



【労使協定方式】の場合



当社は、「労使協定方式」を採用します。

※法施行後の待遇については、別途説明いたします。